主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上野利喜雄の上告趣意(後記)は、事実誤認又は量刑不当の主張であり刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべき ものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月二二日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官